# Ⅴ　諸　規　則

## 1　育英短期大学学則

目　　次

第１章　　総則（第１条～第３条）
第２章　　学科、学生定員及び修業年限（第４条～第６条）
第３章　　学年、学期及び休業日（第７条～第10条）
第４章　　教育課程及び単位（第11条）
第５章　　履修の方法、学習の評価、課程修了の認定及び卒業（第12条～第27条）
第６章　　入学、再入学、転入学、退学、転学及び休学等（第28条～第42条）
第７章　　入学検定料、入学金、授業料及びその他の費用（第43条～第45条）
第８章　　職員組織（第46条～第47条）
第９章　　教授会（第48条）
第10章　　科目等履修生、特別聴講学生及び外国人留学生等（第49条～第52条）
第11章　　特別の課程及び公開講座（第53条・第54条）
第12章　　図書館（第55条）
第13章　　教育研究所（第56条）
第14章　　厚生施設等（第57条）
第15章　　賞罰（第58条・第59条）
第16条　　雑則（第60条）
附　則

### 第１章　総　則

（目　的）

第１条　育英短期大学（以下「本学」という。）は，教育基本法、学校教育法及び児童福祉法に則り、高等学校教育の基礎の上に、高い教養と専門的な知識技能を修得させ、健全有為な専門的職業人を育成することを目的とする。

２　本学の設置する各学科における人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、次のとおりとする。

［保育学科］

保育学科は、子どもたちの健全な心身の発達を支援するために必要な専門知識と実践力を兼ね備えた人間性豊かな専門的職業人の養成に資する教育研究を行う。

［現代コミュニケーション学科］

現代コミュニケーション学科は、グローバルでローカルな視野とコミュニケーション能力を備え、実社会の多様な分野で活躍できる人材の養成に資する教育研究を行う。

３　本学を群馬県高崎市京目町 1656 番地１に置く。

（自己点検評価）

第２条　本学は、教育研究水準の向上を図り、目的及び社会的使命を達成するため、教育

研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する。

２　前項の点検及び評価を行うにあたっての項目の設定、実施体制については、別に定める。

（教育内容等の改善）

第３条　本学は、授業内容及び方法の改善を図るため、研修及び研究を実施する。

## 第２章　学科、学生定員及び修業年限

（学科及び学生定員）

第４条　本学において設置する学科及び学生定員は、次のとおりとする。

| 定員<br>学科 | 入学定員 | 収容定員 | 備考 |
|---|---|---|---|
| 保育学科 | 240名 | 480名 | 保育学科にあっては、児童福祉法施行規則等により、学級数の定めが必要とされる演習・実習・実技科目については、これを５とする。ただし、学年毎の実員状況に応じ、これによらない場合がある。 |
| 現代ｺﾐﾆｭｹｰｼｮﾝ学科 | 100名 | 200名 | |
| 計 | 340名 | 680名 | |

（修業年限及び在学期間）

第５条　本学の修業年限は、２年とする。

２　在学期間は、４年を超えることができない。ただし、第32条及び第33条により入学した者の在学期間は、入学後の在学すべき年数の２倍の年数を超えることができない。

（入学前に一定の単位を修得した者の修業年限の通算）

第６条 本学の学生以外の者が、第49条に規定する科目等履修生として本学において一定の単位（学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第90条の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を修得した後に入学する場合において、当該単位の修得により本学の教育課程の一部を履修したと認められるときは、第17条の規定により入学後に修得したとみなすことのできる当該単位数その他の事項を勘案して、学長が認める期間を修業年限に通算することができる。ただし、その期間は、前条に規定する修業年限の２分の１を超えてはならない。

## 第３章　学年、学期及び休業日

（学　年）

第７条　学年は、毎年４月１日に始まり、翌年３月31日に終わる。

（学　期）

第８条　学年を分けて、次の２学期とする。

前期　４月１日から９月 30 日まで

後期　10 月１日から翌年３月 31 日まで

２　前項の規定にかかわらず、学長が必要と認めたときは、前期及び後期の期間を変更することができる。

（休業日）

第９条　休業日は、次の各号に掲げるとおりとする。

（１）日曜日及び土曜日

（２）国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日

（３）群馬県民の日

（４）春季休業

（５）夏季休業

（６）冬季休業

２　前項第４号から第６号までの休業日の期間は、学長が定める。

３　第１項の規定にかかわらず、学長が必要と認めたときは、休業日を変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

（授業期間）

第 10 条　１年間の授業期間は、試験行事等の期間を含め、35 週にわたることを原則とする。

## 第４章　教育課程及び単位

（授業方法、開設授業科目及び単位数等）

第 11 条　授業の方法は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらを併用して行うものとする。

２　開設する授業科目は、基礎科目、専門教育科目、自由科目、教職科目に区分し、別表第１及び第２の定めるところによる。

３　文部科学大臣が定めるところにより、第１項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

４　第１項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

５　文部科学大臣が定めるところにより、第１項の授業の一部を、本学の施設以外の場所で行うことができる。

## 第５章　履修の方法、学習の評価、課程修了の認定及び卒業

（履修の方法）

第 12 条　本学において開設する授業科目は、これを必修及び選択科目とし、履修の方法については、本学則に定めるもののほか育英短期大学履修規則（以下「履修規則」という。）

の定めるところによる。

（科目の登録）

第 13 条　学生は、毎学期の当初に当該学期において履修すべき授業科目を登録しなければならない。

２　学生は、前項により登録した授業科目以外の授業科目を履修することはできない。

３　第１項において登録できる単位数は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修できる範囲とする。

（単位修得の認定）

第 14 条　授業科目を履修した者には、認定の上、所定の単位を与える。

２　授業科目の単位の修得の認定は、試験、レポート、その他の方法により行うものとし、その方法については、各授業科目の担当者が定める。

（他の学科における授業科目の履修等）

第 15 条　教育上有益と認めるときは、学生が他の学科において開設する授業科目を履修し、又は聴講することができる。

２　前項に規定する授業科目の履修及び単位の修得等に関し必要な事項は、履修規則の定めるところによる。

（他の短期大学等における修得単位の認定）

第 16 条　教育上有益と認めるときは、学生が他の短期大学又は大学（以下「他の短期大学等」という。）において履修した授業科目について修得した単位を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

２　前項の規定は、学生が外国の短期大学又は大学に留学する場合に準用する。

３　教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修（以下「大学以外の教育施設の学修」という。）を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

４　前３項の規定による単位数は、合わせて 30 単位を超えないものとする。

（入学前の既修得単位等の認定）

第 17 条　教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に本学、他の短期大学等及び大学以外の教育施設の学修において履修した授業科目について修得した単位（短期大学設置基準に定める科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

２　前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、転入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、前条の単位数と合わせて 30 単位を超えないものとする。ただし、前条第２項の規定により本学において修得したとみなす単位数と合わせるときは、45 単位を超えないものとする。

（長期にわたる履修）

第 18 条　学生が職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、卒業することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

２　前項による修業年限及び履修方法については、履修規則の定めるところによる。

（試験の時期）

第 19 条　試験の時期は、原則として各学期末とする。ただし、各授業科目の担当者が必要と認めたときは、臨時に行うことができる。

（試験の受験資格）

第 20 条　当該授業科目の履修について、当該学期に登録をしていない者又は出席状況が良好でない者は、試験を受けることはできない。

（追試験及び再試験）

第 21 条　病気等やむを得ない事情により試験を受験できなかったと教授会が認めた者は、追試験を受けることができる。

２　定期試験に不合格の科目について、当該科目の担当教員が再試験を実施する場合に限り、当該学生は再試験を受けることができる。

（認　定）

第 22 条　第 14 条第２項に規定する試験等の成績の評価は、Ｓ（90 点～100 点）、Ａ（80 点～89 点）、Ｂ（70 点～79 点）、Ｃ（60 点～69 点）、Ｄ（59 点以下）の５段階とし、Ｓ、Ａ、Ｂ及びＣを合格とし、Ｄを不合格とする。

（単位の計算方法）

第 23 条　各授業科目の単位数は、１単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算する。

（１）講義については、15 時間の授業をもって１単位とする。

（２）演習については、15 時間から 30 時間までの範囲の授業をもって１単位とする。

（３）実験、実習及び実技については、30 時間から 45 時間までの範囲の授業をもって１単位とする。

（４）一つの授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技を２以上組み合わせ行う場合は、その組み合わせに応じ、15 時間から 45 時間までの範囲の授業をもって１単位とする。

２　前項の規定にかかわらず、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適当と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

（卒業の要件）

第 24 条　本学を卒業するためには、本学に２年以上在学し、70単位以上を修得しなければならない。

２　前項の規定による卒業に必要な単位数のうち、第11条第３項に規定する授業の方法により修得する単位数は、30単位を超えないものとする。

（資格の取得）

第 25 条　本学において取得することができる免許状及び資格の種類並びに取得方法は、履修規則の定めるところによる。

（卒業の認定）

第 26 条　本学に２年以上在学し、第 24 条に定める単位を修得した者に対して、教授会の議を経て学長が卒業を認定する。

２　前項の認定は、学年末に行う。ただし、必要に応じて前期末に行うことができる。

（学位授与）
第27条　学長は、前条の規定に基づき卒業した者に、次の学士の学位を授与する。
保　育　学　科　　短期大学士（保育学）
現代コミュニケーション学科　　短期大学士（コミュニケーション学）
２　学位の授与に関する必要な事項は、別に定める。

## 第６章　入学、再入学、転入学、退学、転学及び休学等

（入学時期）
第28条　入学の時期は、学年の始めとする。ただし、学年の途中においても、学期の区分に従い入学させることがある。
（入学資格）
第29条　本学に入学できる者は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。
（１）高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
（２）通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）
（３）外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
（４）文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
（５）専修学校の高等課程（修業年限が３年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
（６）文部科学大臣の指定した者
（７）高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第１号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
（８）本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの
（入学の出願）
第30条　本学に入学を志願する者は、所定の出願書類に入学検定料を添えて提出しなければならない。
（入学者の選考及び入学手続き）
第31条　入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。
２　選考の結果、合格通知をうけた者は、指定の期間内に入学金を納入するとともに、本学の指定する書類を提出しなければならない。
（再入学）
第32条　第36条又は第42条の規定に基づき、本学を退学し、又は除籍となった者が、退学又は除籍後２年以内に同一学科に再入学を希望するときは、選考の上、入学を許可することができる。

（転入学）

第33条　本学に転入学を希望する者があるときは、欠員がある場合に限り、選考の上、相当する学年に入学を許可することができる。

２　転入学を希望する者は、願書に現に在籍する大学の学長の転学承認書及び単位取得証明書を添えて出願しなければならない。

（入学許可）

第34条　学長は、入学手続きを完了した者に入学を許可する。

（保証人）

第35条　入学を許可された者は、学費を負担する者を保証人とし、本学の指定する期間内に届け出なければならない。

２　保証人は、学生の在学中の一切の事項について、責任を負うものとする。

３　学生は、保証人が変更になったとき、又は転居したときは、直ちに届け出なければならない。

（退　学）

第36条　退学を希望する者は、その事由を詳細に記し、学長に願い出て許可を得なければならない。

（転　学）

第37条　他の大学等への転学を希望する者は、学長に願い出て許可を得なければならない。

（転学科）

第38条　転学科を希望する者は、学長に願い出て許可を得なければならない。

（休　学）

第39条　疾病その他やむを得ない理由により引き続き３か月以上修学することが困難な者は、学長の許可を得て休学することができる。

２　疾病のため修学することが適当でないと認められる者に対しては、学長は、休学を命ずることができる。

３　第１項の休学のうち、疾病による場合は、医師の診断書を添付しなければならない。

（休学期間）

第40条　休学の期間は、当該年度を超えることができない。ただし、特別な事由があるときは学長の許可を得て、引続き休学することができる。

２　休学の期間は、通算して修業年限を超えることができない。

３　休学の期間は、在学期間に算入しない。

（復　学）

第41条　休学期間の満了により復学するときは、学長に復学の届出をしなければならない。

２　休学期間の満了前であっても、その事由が消滅したときは、学長の許可を得て復学することができる。

（除　籍）

第42条　学生が次の各号のいずれかに該当するときは、教授会の議を経て、学長が除籍する。

（1）第５条第２項に規定する在学期間を超えたとき。
（2）死亡又は長期にわたり行方不明のとき。
（3）第 40 条第２項に規定する休学期間を超えてなお修学することができないとき。
（4）成業の見込みがないと認められたとき。
（5）授業料の納入を怠り、督促してもなお納入しないとき。

## 第７章　入学検定料、入学金、授業料及びその他の費用

（入学検定料、入学金及び授業料）
第 43 条　入学検定料、入学金及び授業料の額及び徴収方法は、別に定める。
（その他の費用）
第 44 条　授業料のほか、教育実習、保育実習及びその他教育に必要な費用は、別途、徴収することができる。
（授業料等の納入金の不還付）
第 45 条　既納の授業料等の納入金は、特別の事情を除いては、還付しない。

## 第８章　職員組織

（職　員）
第 46 条　本学に学長、教授、准教授、講師、助教、事務職員及びその他必要な職員を置く。
（職員の職務）
第 47 条　職員の職務は、次のとおりとする。
（1）学長は、校務を掌り、所属職員を統督する。
（2）教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の特に優れた知識、能力及び実績を有する者で、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
（3）准教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の優れた知識、能力及び実績を有する者で、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
（4）講師は、教授又は准教授に準ずる職務に従事する。
（5）助教は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の知識及び能力を有する者で、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
（6）事務職員は、学長の命により大学の事務を処理する。

## 第９章　教　授　会

（教授会）
第 48 条　本学に、教授会を置く。
２　教授会に関する必要な事項は、別に定める。

## 第 10 章　科目等履修生、特別聴講学生及び外国人留学生等

（科目等履修生）

第 49 条　本学の学生以外の者で、本学において一つ又は複数の授業科目の履修を希望する者があるときは、授業に支障がない場合に限り、選考の上、科目等履修生として入学を許可し、単位を与えることができる。

２　科目等履修生に関する必要な事項は、別に定める。

（特別聴講学生）

第 50 条　他の短期大学等（外国の大学を含む。）の学生で、本学において授業科目の履修を希望する者があるときは、当該他の短期大学等との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可し、単位を与えることができる。

２　特別聴講学生に関する必要な事項は、別に定める。

（外国人留学生）

第 51 条　外国人で、大学の教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を希望する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することがある。

２　外国人留学生に関する必要な事項は、別に定める。

（研修生）

第 52 条　公共機関又はこれに準ずる団体から、所定の入学資格を有しない外国人に対して授業科目の履修を委託されたときは、授業に支障がない場合に限り、研修生として入学を許可することがある。

２　研修生に関する必要な事項は、別に定める。

## 第 11 章　特別の課程及び公開講座

（特別の課程）

第 53 条　本学は、本学の学生以外の者を対象とした特別の課程を編成し、これを修了した者に対して証明書を交付することができる。

２　特別の課程に関する必要な事項は、別に定める。

（公開講座）

第 54 条　本学における教育・研究の成果を広く社会に開放し、地域社会の教育文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設することができる。

２　公開講座に関する必要な事項は、別に定める。

## 第 12 章　図　書　館

（図書館）

第 55 条　本学に、図書館を置く。

２　図書館に関する必要な事項は、別に定める。

## 第 13 章　教育研究所

（教育研究所）

第 56 条　本学に教育研究所を置く。

２　教育研究所は、学校教育及び保育に関する学際的・総合的研究を行い、その成果を普及し、地域社会に貢献することを目的とする。

３　教育研究所に関する必要な事項は、別に定める。

## 第 14 章　厚生施設

（厚生施設）

第 57 条　本学に、厚生施設を置く。

２　厚生施設に関する必要な事項は、別に定める。

## 第 15 章　賞　罰

（表　彰）

第 58 条　学生が学業、文化・スポーツ及びその他の活動において優れた成績をあげ、他の模範となる場合には、教授会の議を経て、学長がこれを表彰することがある。

２　表彰に関する必要な事項は、別に定める。

（懲　戒）

第 59 条　学長は、学則その他の規律に違反し、又は本学の学生としての本分に反する行為をした者には、教授会の議を経て、懲戒する。

２　前項の懲戒は、訓戒、停学又は退学の処分とする。

３　前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する学生に対して行う 。

（１）性行不良で改善の見込みがないと認められる者

（２）正当な理由がなく、出席が常でない者

（３）その他、学内の秩序を乱し、本学の体面を傷つけ、学生としての本分に著しく反した者

## 第 16 章　雑　則

（学則の改廃）

第 60 条　この学則の改廃は、教授会の議を経て理事会が行う 。

附　則

この学則は、昭和 52 年４月 1日 から施行する。

附　則

この学則の一部改正は、昭和 55 年４月 1日 から適用する。

附　則

この学則の一部改正は、昭和 58 年４月 1日 から適用する。

附　則

この学則の一部改正は、昭和 61 年４月 1日 から適用する。

附　則

この学則の一部改正は、昭和 62 年４月 1日 から適用する。

附　則

この学則の一部改正は、平成元年２月 10日 に改正し、施行する。ただし、授業料及び施設維持費については、平成元年４月 1日 から施行し、入学金については、平成元年度（平成元年４月）入学者から適用する。

附　則

この学則の一部改正は、平成元年 10 月 24日 に改正し、平成２年４月 1日 から適用する。

附　則

この学則の一部改正は、平成２年１月 24日 に改正し、施行する。ただし、第８条に規定する別表第２の一部改正は、平成２年４月 1日 から適用する。

附　則

この学則の一部改正は、平成２年 11 月 22日 に改正し、施行する。ただし、入学料、授業料及び教育振興費については、平成３年４月 1日 から施行し、入学料については、平成３年度（平成３年４月）入学者から適用する。

附　則

1　この学則の一部改正は、平成３年 10 月 14日 に改正し、平成４年４月 1日 から施行する。

2　第２条に規定する学生定員は、平成 12 年度までの間は次のとおりとする。

| 年度定員<br>学科 | 平成４年度 | | 平成５年度～平成 11 年度 | | 平成 12 年度 | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 入学定員 | 総 定 員 | 入学定員 | 総 定 員 | 入学定員 | 総 定 員 |
| 保 育 学 科 | 100 名 | 200 名 | 100 名 | 200 名 | 100 名 | 200 名 |
| 英 語 科 | 200 名 | 300 名 | 200 名 | 400 名 | 100 名 | 300 名 |
| 計 | 300 名 | 500 名 | 300 名 | 600 名 | 200 名 | 500 名 |

附　則

この学則の一部改正は、平成３年 11 月 19日 に改正し、施行する。ただし、別表第１中後期納入期日 については、平成３年９月 1日 から適用し、授業料については、平成４年４月 1日 から施行する。

附　則

この学則の一部改正は、平成６年２月 2日 に改正し、平成６年４月 1日 から適用する。

附　則

この学則の一部改正は、平成７年２月 22日 に改正し、平成７年４月 1日 から適用する。

附　則

この学則の一部改正は、平成９年３月 11日 に改正し、平成９年４月 1日 から適用する。

附　則

この学則の一部改正は、平成 11 年３月 27日 に改正し、平成 11 年４月 1日 から適用する。

附　則

1　この学則の一部改正は、平成 12 年４月 1日 から施行する。

2　第３条に規定する学生定員は、平成 12 年度から平成 17 年度までの間は、次のとおりとする。

| 年度定員<br>学科 | 平成 12 年度～平成 16 年度 | | 平成 17 年度 | |
|---|---|---|---|---|
| | 入学定員 | 総定員 | 入学定員 | 総定員 |
| 保育学科 | 100 名 | 200 名 | 100 名 | 200 名 |
| 英語科 | 200 名 | 400 名 | 100 名 | 300 名 |
| 計 | 300 名 | 600 名 | 200 名 | 500 名 |

附　則

1　この学則の一部改正は、平成 13 年４月 1日 から施行する。

2　第３条に規定する学生定員は平成 13 年度から平成 17 年度までの間は次のとおりとすする。

| 年度定員<br>学　科 | 平成 13 年度 | | 平成 14 年度～平成 16 年度 | | 平成 17 年度 | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 入学定員 | 総 定 員 | 入学定員 | 総 定 員 | 入学定員 | 総 定 員 |
| 保育学科 | 150 名 | 250 名 | 150 名 | 300 名 | 150 名 | 300 名 |
| 幼児教育専攻 | 75 | 75 | 75 | 150 | 75 | 150 |
| 保育専攻 | 75 | 75 | 75 | 150 | 75 | 150 |
| 英語科 | 150 名 | 350 名 | 150 名 | 300 名 | 100 名 | 250 名 |
| 計 | 300 名 | 600 名 | 300 名 | 600 名 | 250 名 | 550 名 |

附　則

1　この学則の一部改正は、平成 14 年４月 1日 から施行する。

2　第３条に規定する学生定員は平成 14 年度から平成 17 年度までの間は次のとおりとする。

| 年度定員<br>学　科 | 平成 14 年度～平成 16 年度 | | 平成 17 年度 | |
|---|---|---|---|---|
| | 入学定員 | 総 定 員 | 入学定員 | 総 定 員 |
| 保育学科 | 150 名 | 300 名 | 150 名 | 300 名 |
| 幼児教育専攻 | 75 | 150 | 75 | 150 |
| 保育専攻 | 75 | 150 | 75 | 150 |
| 現代ｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝ学科 | 150 名 | 300 名 | 100 名 | 250 名 |
| 計 | 300 名 | 600 名 | 250 名 | 550 名 |

3　第３条に規定する本学において設置する学科に関連し、同条に記載のない英語科については、在学生が卒業するまでの間存続するものとする。

附　則

この学則の一部改正は､平成 13 年９月 17日 に改正し､平成 14 年４月 1日 から施行する。

附　則

この学則の一部改正は、平成 14 年４月 1日 から施行する。

附　則

この学則の一部改正は、平成 14 年３月 5日 に改正し、平成 14 年４月 1日 から施行する。

附　則

この学則の一部改正は、平成 14 年７月 26日 に改正し、平成 14 年９月 1日 から施行する。

附　則

1　この学則の一部改正は、平成 15 年４月１日から施行する。

2　第３条に規定する学生定員は平成 15 年度は次のとおりとする。

| 年度 定員<br>学科 | 平成 15 年度<br>入学定員 | 総 定 員 |
|---|---|---|
| 保育学科 | 200 名 | 350 名 |
| 幼児教育専攻 | 75 | 150 |
| 保育専攻 | 125 | 200 |
| 現代ｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝ学科 | 100 名 | 250 名 |
| 計 | 300 名 | 600 名 |

3　学科の廃止等により、再履修する者が履修すべき科目が廃止されたときは、教授会の議を経て、他の学科または学年において開講されている科目を履修することをもって、単位を認定することができる。

附　則

この学則の一部改正は、平成 15 年３月 27 日に改正し、平成 15 年４月１日から施行する。

附　則

この学則の一部改正は、平成 16 年３月 16 日に改正し、平成 16 年４月１日から施行する。

附　則

この学則の一部改正は、平成 17 年３月８日に改正し、平成 17 年４月１日から施行する。

附　則

この学則は、平成 17 年９月 28 日に改正し、平成 18 年４月１日から施行する。ただし、改正後の学則９条及び第 20 条の規定は、平成 18 年３月 31 日に在学する学生については、なお、従前の例による。

附　則

1　この学則は、平成 18 年１月 19 日に改正し、平成 18 年４月１日から施行する。ただし、第 22 条の２

の改正規定は、平成 18 年３月１日から施行し、平成 17 年 10 月１日から適用する。

2　改正後の学則第９条、第 18 条及び第 20 条の規定は、平成 18 年３月 31 日に在学する学生については、なお、従前の例による。

附　則

この学則は、平成 18 年 12 月６日に改正し、平成 19 年４月１日から施行する。

附　則

この学則は、平成 19 年９月 26 日に改正し、平成 20 年４月１日から施行する。ただし、改正後の学則第９条及び第 21 条の規定は、平成 20 年３月 31 日に在学する学生については、なお、従前の例による。

附　則

1　この学則は、平成 20 年月１月 23 日に施行し、平成 20 年４月１日から適用する。

2　改正後の第 10 条の規定及び別表第２から第４は、平成 20 年 3 月 31 日に在学する学生については、なお従前の例による。

附　則

1　この学則は、平成 20 年５月 28 日に施行し、平成 21 年４月１日から適用する。

2　第４条に規定する学生定員について、平成 21 年度は次のとおりとする。

| 年度 定員<br>学科 | 平成 21 年度 | |
|---|---|---|
| | 入学定員 | 総 定 員 |
| 保育学科 | 200 名 | 400 名 |
| | | 200 |
| 幼児教育専攻 | | 75 |
| 保育専攻 | | 125 |
| 現代ｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝ学科 | 100 名 | 200 名 |
| 計 | 300 名 | 600 名 |

3　保育学科幼児教育専攻並びに保育専攻は、第４条の規定にかかわらず、平成 21 年 3 月 31 日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなく なるまでの間、存続するものとする。

4　改正後の第 10 条並びに第 22 条の規定は、平成 21 年 3 月 31 日に在学する学生については、なお従前の例による。

附　則

1　この学則は、平成 21 年６月 25 日に施行し、平成 22 年４月１日から適用する。

2　改正後の第 10 条並びに第 22 条の規定は、平成 22 年 3 月 31 日に在学する学生については、なお従前の例による。

附　則

1　この学則は、平成 22 年 10 月 20 日に施行し、平成 23 年４月１日から適用する。

2　改正後の第 10 条並びに第 22 条の規定は、平成 23 年 3 月 31 日に在学する学生については、なお従前の例による。

附　則

1　この学則は、平成 23 年７月 29 日に施行し、平成 24 年４月１日から適用する。

2　改正後の第 10 条の規定は、平成 24 年３月 31 日に在学する学生については、なお従前の例による。

附　則

1　この学則は、平成 24 年７月 30 日に施行し、平成 25 年４月１日から適用する。

2　改正後の第 10 条の規定は、平成 25 年３月 31 日に在学する学生については、なお従前の例による。

附　則

1　この学則は、平成 24 年 11 月 28 日に施行し、平成 25 年４月１日から適用する。

2　改正後の第 10 条の規定は、平成 25 年３月 31 日に在学する学生については、なお従前の例による。ただし基礎科目については、平成 25 年３月 31 日に在学する学生に対しても適用する。

附　則

1　この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

2　改正後の第 10 条の規定は、平成 26 年 3 月 31 日に在学する学生に対しては従前の例による。

附　則

1　この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

2　平成 27 年度から平成 28 年度において収容定員は、第４条の規定にかかわらず次のとお

りとする。

| 年度 定員<br>学科 | 平成 27 年度 | | 平成 28 年度 | |
|---|---|---|---|---|
| | 入学定員 | 収容定員 | 入学定員 | 収容定員 |
| 保育学科 | 240 名 | 440 名 | 240 名 | 480 名 |
| 現代ｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝ学科 | 100 名 | 200 名 | 100 名 | 200 名 |
| 計 | 340 名 | 640 名 | 340 名 | 680 名 |

附　則

1　この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

2　改正後の第 10 条の規定は、平成 29 年 3 月 31 日に在学する学生に対しては従前の例による。

附　則

1　この学則は、平成　年　月　日に改正し、平成 30 年４月１日から施行する。

2　改正後の別表第１の規定は、平成 30 年度の入学者から適用し、平成 29 年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附　則

1　この学則は、平成 30 年９月 11 日(理事会決定)に改正し、平成 31 年４月１日から施行する。

2　改正後の学則の規定は、平成 31 年度の入学者から適用し、平成 30 年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附　則

1　この学則は、令和２年９月４日(理事会決定)に改正し、令和３年４月１日から施行する。

2　改正後の別表第１及び第２の規定は、令和３年度の入学者から適用し、令和２年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附　則

1　この学則は、令和３年９月17日（理事会決定）に改正し、令和４年４月１日から施行する。

2　改正後の別表第２の規定は、令和４年度の入学者から適用し、令和３年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附　則

1　この学則は、令和３年12月３日(理事会決定)に改正し、令和４年４月１日から施行する。

2　改正後の別表第２の規定は、令和４年度の入学者から適用し、令和３年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附　則

1　この学則は、令和４年３月23日（理事会決定）に改正し、令和４年４月１日から施行する。

2　現に在学する学生の保証人にあっては、「学費を負担する者」とみなす。

別表第1（第11条関係）

# 保育学科教育課程表

| 区分 | | 授業科目 | 授業形態 | 開設単位 | 単位数 必修 | 単位数 選択 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 基礎科目 | | 法学（日本国憲法を含む） | 講義 | 2 | | 2 |
| | | ホスピタリティ論 | 講義 | 2 | | 2 |
| | | 心理学 | 講義 | 2 | | 2 |
| | | 倫理学 | 講義 | 2 | | 2 |
| | | 現代の教育 | 講義 | 2 | | 2 |
| | | 国際文化論（異文化理解） | 講義 | 2 | | 2 |
| | | 地域文化論 | 講義 | 2 | | 2 |
| | | 情報メディア論 | 講義 | 2 | | 2 |
| | | 自然と生活 | 講義 | 2 | | 2 |
| | | 現代社会のしくみと生活 | 講義 | 2 | | 2 |
| | | 情報基礎 | 演習 | 2 | | 2 |
| | | 統計学 | 演習 | 2 | | 2 |
| | | 体育講義 | 講義 | 2 | | 2 |
| | | 体育実技 | 実技 | 1 | | 1 |
| | | 英語Ⅰ | 演習 | 1 | | 1 |
| | | 英語Ⅱ | 演習 | 1 | | 1 |
| | | コリア語Ⅰ | 演習 | 1 | | 1 |
| | | コリア語Ⅱ | 演習 | 1 | | 1 |
| | | 中国語Ⅰ | 演習 | 1 | | 1 |
| | | 中国語Ⅱ | 演習 | 1 | | 1 |
| | | （基礎科目合計） | | 33 | 0 | 33 |
| 専門教育科目 | 基礎演習科目 | キャリアデザインⅠ | 演習 | 1 | 1 | |
| | | キャリアデザインⅡ | 演習 | 1 | 1 | |
| | | キャリアデザインⅢ | 演習 | 1 | | 1 |
| | | 社会人のマナー演習 | 演習 | 1 | | 1 |
| | | 国語表現法Ⅰ | 演習 | 1 | | 1 |
| | | 国語表現法Ⅱ | 演習 | 1 | | 1 |
| | | 保育者のための情報技術 | 演習 | 1 | | 1 |
| | 保育・幼児教育の本質・目的に関する科目 | 保育原理 | 講義 | 2 | 2 | |
| | | 教育原理（幼） | 講義 | 2 | 2 | |
| | | 子ども家庭福祉 | 講義 | 2 | 2 | |
| | | 社会福祉 | 講義 | 2 | | 2 |
| | | 子ども家庭支援論 | 講義 | 2 | | 2 |
| | | 社会的養護Ⅰ | 講義 | 2 | | 2 |
| | | 教職論（幼） | 講義 | 2 | | 2 |
| | 保育・幼児教育の対象の理解に関する科目 | 保育と発達の心理学Ⅰ | 講義 | 2 | | 2 |
| | | 保育と発達の心理学Ⅱ（子どもの理解と援助） | 演習 | 1 | | 1 |
| | | 子ども家庭支援の心理学 | 講義 | 2 | | 2 |
| | | 子どもの保健 | 講義 | 2 | | 2 |
| | | 子どもの食と栄養 | 演習 | 2 | | 2 |
| | 保育・幼児教育の内容・方法に関する科目 | 教育課程論 | 講義 | 2 | | 2 |
| | | 保育内容総論 | 演習 | 2 | | 2 |
| | | 子どもと健康 | 演習 | 2 | | 2 |
| | | 子どもと人間関係 | 演習 | 2 | | 2 |
| | | 子どもと環境 | 演習 | 2 | | 2 |
| | | 子どもと言葉 | 演習 | 2 | | 2 |
| 専門教育科目 | 保育・幼児教育の内容・方法に関する科目 | 子どもと表現Ⅰ | 演習 | 1 | | 1 |
| | | 子どもと表現Ⅱ | 演習 | 1 | | 1 |
| | | 子どもと表現Ⅲ | 演習 | 1 | | 1 |
| | | 子どもと表現Ⅳ | 演習 | 1 | | 1 |
| | | 保育内容「健康」の指導法 | 演習 | 2 | | 2 |
| | | 保育内容「人間関係」の指導法 | 演習 | 2 | | 2 |
| | | 保育内容「環境」の指導法 | 演習 | 2 | | 2 |
| | | 保育内容「言葉」の指導法 | 演習 | 2 | | 2 |
| | | 保育内容「表現」の指導法a | 演習 | 2 | | 2 |
| | | 保育内容「表現」の指導法b | 演習 | 2 | | 2 |
| | | 表現領域演習Ⅰ | 演習 | 2 | | 2 |
| | | 表現領域演習Ⅱ | 演習 | 2 | | 2 |
| | | 表現領域演習Ⅲ | 演習 | 2 | | 2 |
| | | 表現領域演習Ⅳ | 演習 | 2 | | 2 |
| | | 表現技術 | 演習 | 1 | | 1 |
| | | 図画技術 | 演習 | 1 | | 1 |
| | | 絵本学 | 演習 | 2 | | 2 |
| | | 保育のピアノ演習Ⅰ | 演習 | 1 | | 1 |
| | | 保育のピアノ演習Ⅱ | 演習 | 1 | | 1 |
| | | 保育のピアノ演習Ⅲ | 演習 | 1 | | 1 |
| | | 健康科学基礎 | 講義 | 2 | | 2 |
| | | 発育発達論（ジュニアスポーツ概論） | 講義 | 2 | | 2 |
| | | ジュニアスポーツ特講（小児保健・学校安全） | 講義 | 2 | | 2 |
| | | ジュニアスポーツ演習 | 演習 | 1 | | 1 |
| | | 幼児教育方法 | 講義 | 2 | | 2 |
| | | 乳児保育Ⅰ | 講義 | 2 | | 2 |
| | | 乳児保育Ⅱ | 演習 | 1 | | 1 |
| | | 子どもの健康と安全 | 演習 | 1 | | 1 |
| | | 特別支援教育（幼） | 講義 | 2 | | 2 |
| | | 障害児保育 | 演習 | 2 | | 2 |
| | | 社会的養護Ⅱ | 演習 | 1 | | 1 |
| | | 幼児理解と教育相談 | 演習 | 2 | | 2 |
| | | 児童館・放課後児童クラブの機能と運営 | 講義 | 2 | | 2 |
| | | 児童館・放課後児童クラブの活動内容と指導法Ⅰ | 講義 | 2 | | 2 |
| | | 病児支援論 | 講義 | 2 | | 2 |
| | 実習・演習科目 | 保育実習指導Ⅰ（保育所） | 演習 | 1 | | 1 |
| | | 保育実習Ⅰ（保育所） | 実習 | 2 | | 2 |
| | | 保育実習指導Ⅰ（施設） | 演習 | 1 | | 1 |
| | | 保育実習Ⅰ（施設） | 実習 | 2 | | 2 |
| | | 保育実習指導Ⅱ（保育所） | 演習 | 1 | | 1 |
| | | 保育実習Ⅱ（保育所） | 実習 | 2 | | 2 |
| | | 保育実習指導Ⅲ（施設） | 演習 | 1 | | 1 |
| | | 保育実習Ⅲ（施設） | 実習 | 2 | | 2 |
| | | 幼稚園教育実習指導 | 実習 | 1 | | 1 |
| | | 幼稚園教育実習 | 実習 | 4 | | 4 |
| | | 専門ゼミⅠ | 演習 | 1 | | 1 |
| | | 専門ゼミⅡ | 演習 | 1 | | 1 |
| | | 保育・教職実践演習（幼） | 演習 | 2 | | 2 |
| | | （専門教育科目合計） | | 120 | 8 | 112 |
| 自由科目 | | 在宅保育論 | 講義 | 2 | | 2 |
| | | （自由科目合計） | | 2 | 0 | 2 |
| | | （総計） | | 155 | 8 | 147 |

【卒業の要件】

1. 基礎科目から10単位以上修得すること。
2. 基礎科目および専門教育科目から合計70単位以上修得すること。
3. 自由科目は、卒業単位として認定しない。

別表第2(第11条関係)

# 現代コミュニケーション学科 教育課程表

| 区分 | | 授業科目 | 授業形態 | 開設単位 | 単位数 必修 | 単位数 選択 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 基礎科目 | | 法学（日本国憲法を含む） | 講義 | 2 | | 2 |
| | | ホスピタリティ論 | 講義 | 2 | | 2 |
| | | 心理学 | 講義 | 2 | | 2 |
| | | 倫理学 | 講義 | 2 | | 2 |
| | | 現代の教育 | 講義 | 2 | | 2 |
| | | 国際文化論（異文化理解） | 講義 | 2 | | 2 |
| | | 地域文化論 | 講義 | 2 | | 2 |
| | | 情報メディア論 | 講義 | 2 | | 2 |
| | | 自然と生活 | 講義 | 2 | | 2 |
| | | 現代社会のしくみと生活 | 講義 | 2 | | 2 |
| | | 情報基礎 | 演習 | 2 | 2 | |
| | | 統計学 | 演習 | 2 | | 2 |
| | | 体育講義 | 講義 | 2 | | 2 |
| | | 体育実技 | 実技 | 1 | | 1 |
| | | 英語Ⅰ | 演習 | 1 | | 1 |
| | | 英語Ⅱ | 演習 | 1 | | 1 |
| | | コリア語Ⅰ | 演習 | 1 | | 1 |
| | | コリア語Ⅱ | 演習 | 1 | | 1 |
| | | 中国語Ⅰ | 演習 | 1 | | 1 |
| | | 中国語Ⅱ | 演習 | 1 | | 1 |
| | | （基礎科目合計） | | 33 | 2 | 31 |
| 専門教育科目 | 専門基幹 | コミュニケーション論Ⅰ | 講義 | 2 | 2 | |
| | | コミュニケーション論Ⅱ | 講義 | 2 | 2 | |
| | | コミュニケーション演習 | 演習 | 1 | | 1 |
| | | 論理的表現法 | 講義 | 2 | | 2 |
| | | 人間関係論 | 講義 | 2 | | 2 |
| | | English Conversation | 演習 | 1 | | 1 |
| | | サービス実務 | 演習 | 2 | | 2 |
| | | 情報と社会 | 講義 | 2 | | 2 |
| | | ビジネスマナー | 演習 | 2 | | 2 |
| | | 生涯スポーツ | 演習 | 1 | | 1 |
| | | キャリアプランニングⅠ | 演習 | 1 | 1 | |
| | | キャリアプランニングⅡ | 演習 | 1 | 1 | |
| | | キャリアプランニングⅢ | 演習 | 1 | 1 | |
| | | キャリアプランニングⅣ | 演習 | 1 | 1 | |
| | | 基礎研究 | 演習 | 1 | 1 | |
| | | 卒業研究Ⅰ | 演習 | 1 | 1 | |
| | | 卒業研究Ⅱ | 演習 | 1 | 1 | |

| 区分 | | 授業科目 | 授業形態 | 開設単位 | 単位数 必修 | 単位数 選択 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 専門教育科目 | 専門展開科目 | 心理学研究法 | 講義 | 2 | | 2 |
| | | 心理学基礎実験Ⅰ | 実験 | 1 | | 1 |
| | | 心理学基礎実験Ⅱ | 実験 | 1 | | 1 |
| | | 臨床心理学 | 講義 | 2 | | 2 |
| | | カウンセリング | 講義 | 2 | | 2 |
| | | 発達心理学 | 講義 | 2 | | 2 |
| | | 若者の心理 | 講義 | 2 | | 2 |
| | | 消費者心理学 | 講義 | 2 | | 2 |
| | | 恋愛の心理 | 講義 | 2 | | 2 |
| | | 職場のメンタルヘルス | 講義 | 2 | | 2 |
| | | カウンセリング演習 | 演習 | 1 | | 1 |
| | | 心理テスト演習 | 演習 | 1 | | 1 |
| | | 箱庭療法 | 演習 | 1 | | 1 |
| | | カレッジ英文法 | 演習 | 1 | | 1 |
| | | English Communication | 演習 | 1 | | 1 |
| | | 世界の民族と文化 | 講義 | 2 | | 2 |
| | | 世界の言語と文化 | 講義 | 2 | | 2 |
| | | 現代海外事情 | 講義 | 2 | | 2 |
| | | 英語学 | 講義 | 2 | | 2 |
| | | 英語文学 | 講義 | 2 | | 2 |
| | | Writing Skills | 演習 | 1 | | 1 |
| | | Listening Skills | 演習 | 1 | | 1 |
| | | Reading Skills | 演習 | 1 | | 1 |
| | | Speaking Skills | 演習 | 1 | | 1 |
| | | Integrated English Skills | 演習 | 1 | | 1 |
| | | Practical English | 演習 | 1 | | 1 |
| | | 海外研修 | 演習 | 1 | | 1 |
| | | 観光概論 | 講義 | 2 | | 2 |
| | | 観光事業論 | 講義 | 2 | | 2 |
| | | ブライダル概論 | 講義 | 2 | | 2 |
| | | 国内旅行実務 | 演習 | 1 | | 1 |
| | | 海外旅行実務 | 演習 | 1 | | 1 |
| | | 観光関連法規 | 演習 | 1 | | 1 |
| | | 国内観光地理 | 演習 | 1 | | 1 |
| | | 海外観光地理 | 演習 | 1 | | 1 |
| | | ホテル概論 | 講義 | 2 | | 2 |
| | | テーマパークイベント論 | 講義 | 2 | | 2 |
| | | おもてなし英会話 | 演習 | 1 | | 1 |

| 区分 | | 授業科目 | 授業形態 | 開設単位 | 単位数 必修 | 単位数 選択 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 専門教育科目 | 専門開科目 | 航空ビジネス論 | 講義 | 2 | | 2 |
| | | ブライダルコーディネート | 演習 | 1 | | 1 |
| | | インターンシップ | 実習 | 1 | | 1 |
| | | 医療事務概論 | 講義 | 2 | | 2 |
| | | 医学一般 | 講義 | 2 | | 2 |
| | | 医療事務Ⅰ | 演習 | 1 | | 1 |
| | | 医療事務Ⅱ | 演習 | 1 | | 1 |
| | | 医師事務補助Ⅰ | 演習 | 1 | | 1 |
| | | 医師事務補助Ⅱ | 演習 | 1 | | 1 |
| | | 医薬品とその作用 | 演習 | 1 | | 1 |
| | | 薬事関連法規 | 演習 | 1 | | 1 |
| | | 情報処理演習 | 演習 | 1 | | 1 |
| | | ＩＴビジネス論 | 講義 | 2 | | 2 |
| | | プレゼンテーション演習 | 演習 | 2 | | 2 |
| | | ファッションビューティ（ﾌｧｯｼｮﾝ文化） | 講義 | 2 | | 2 |
| | | 健康エクササイズ | 演習 | 1 | | 1 |
| | | 栄養学基礎 | 講義 | 2 | | 2 |
| | | 化粧とファッションの心理 | 講義 | 2 | | 2 |
| | | メイクアップ基礎 | 講義 | 2 | | 2 |
| | | メイクアップ演習 | 演習 | 1 | | 1 |
| | | ネイルアート | 演習 | 1 | | 1 |
| | | フラワーアレンジメントⅠ | 演習 | 1 | | 1 |
| | | フラワーアレンジメントⅡ | 演習 | 1 | | 1 |
| | | アロマセラピー | 演習 | 1 | | 1 |
| | | カラーコーディネート基礎 | 演習 | 1 | | 1 |
| | | カラーコーディネート応用 | 演習 | 1 | | 1 |
| | | 健康科学基礎 | 講義 | 2 | | 2 |
| | | スポーツ医学 | 講義 | 2 | | 2 |
| | | スポーツ経営管理学 | 講義 | 2 | | 2 |
| | | トレーニング論 | 講義 | 2 | | 2 |
| | | コーチング学 | 講義 | 2 | | 2 |
| | | コンディショニング特講 | 講義 | 2 | | 2 |
| | | コンディショニング演習 | 演習 | 1 | | 1 |
| | | スポーツ実技 | 演習 | 1 | | 1 |
| | | ジュニアスポーツ特講（小児保健・学校安全） | 講義 | 2 | | 2 |
| | | ジュニアスポーツ演習 | 演習 | 1 | | 1 |
| | | スポーツ指導実習 | 演習 | 1 | | 1 |
| | | eスポーツ概論 | 講義 | 2 | | 2 |
| | | スポーツ文化論 | 講義 | 2 | | 2 |
| | | eスポーツと依存症 | 講義 | 2 | | 2 |
| | | eスポーツ演習 | 演習 | 1 | | 1 |

| 区分 | | 授業科目 | 授業形態 | 開設単位 | 単位数 必修 | 単位数 選択 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 専門教育科目 | 専門開科目 | eスポーツ実技Ⅰ | 演習 | 1 | | 1 |
| | | eスポーツ実技Ⅱ | 演習 | 1 | | 1 |
| | | プログラミング基礎 | 講義 | 2 | | 2 |
| | | プログラミング演習Ⅰ | 演習 | 1 | | 1 |
| | | プログラミング演習Ⅱ | 演習 | 1 | | 1 |
| | | ウェブプログラミング | 講義 | 2 | | 2 |
| | | ゲームプログラミング | 演習 | 1 | | 1 |
| | | Academic Writing | 演習 | 2 | | 2 |
| | | Current English | 演習 | 2 | | 2 |
| | | English Presentation | 演習 | 2 | | 2 |
| | | Intensive Reading | 演習 | 2 | | 2 |
| | | American Culture | 演習 | 2 | | 2 |
| | | Idiom and Vocabulary | 演習 | 1 | | 1 |
| | | （専門教育科目合計） | | 160 | 11 | 149 |
| 教職科目 | | 教職論（中） | 講義 | 2 | | 2 |
| | | 教育原理（中） | 講義 | 2 | | 2 |
| | | 英語科教育法 | 演習 | 2 | | 2 |
| | | 道徳教育の指導法 | 講義 | 2 | | 2 |
| | | 総合的な学習の時間の指導法 | 講義 | 2 | | 2 |
| | | 特別活動論 | 講義 | 2 | | 2 |
| | | 特別支援教育（中） | 講義 | 2 | | 2 |
| | | 教育方法論(情報通信技術を活用した教育の理論及び方法を含む)(中) | 演習 | 2 | | 2 |
| | | 生徒指導論（進路指導を含む） | 講義 | 2 | | 2 |
| | | 教育相談 | 演習 | 2 | | 2 |
| | | 中学校教育実習指導 | 実習 | 1 | | 1 |
| | | 中学校教育実習 | 実習 | 4 | | 4 |
| | | 教職実践演習（中） | 演習 | 2 | | 2 |
| | | （教職科目合計） | | 27 | 0 | 27 |
| 自由科目 | | 観光学特講 | 演習 | 1 | | 1 |
| | | （自由科目合計） | | 1 | | 1 |
| （総合計） | | | | 221 | 13 | 208 |

【卒業の要件】

1. 基礎科目から10単位以上修得すること。
2. 基礎科目および専門教育科目から合計70単位以上修得すること。
3. 自由科目は、卒業単位として認定しない。